

第18号議案

品川区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

品川区長 濱 野 健

品川区営住宅条例の一部を改正する条例

品川区営住宅条例（平成9年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第33条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

（説明）民法が改正されたことに伴い、不正入居者に対する請求額の算定に利用する利息の割合を改める必要がある。